

## 教育委員会 お知らせ



お問い合わせは、下記まで。  
学校教育班(☎63・2038)  
生涯学習班(☎63・3812)

## 就学援助資金の お申し込みについて

経済的な理由で就学が困難な家庭へ、小・中学校での学習に必要な費用の負担の軽減を図るため、その一部を援助します。

対象者は、町立小・中学校に就学する児童・生徒の保護者で教育委員会が定める基準(ひとり親家庭医療費受給者・児童扶養手当受給者・生活保護基準に準ずる程度)に該当する方となっております。学用品費、修学旅行費、学校給食費等の就学援助資金が支給されます。

詳しくは、教育課学校教育班(☎63・2038)まで。



## 後期高齢者医療の健診のご案内

対象の方には、5月下旬に受診券を直接お送りします。  
(受診券発行の申し込みをする必要はありません)



## 健康推進課 お知らせ

お問い合わせは、  
(☎63・3801)まで。

### 健康診査

#### ■検査項目 【みなさんに実施する項目】

問診、計測(身長、体重、BMI、血圧)、診察(身体診察)、血液検査(脂質、肝機能、糖代謝)、尿検査(糖、蛋白)

#### 【医師が必要と判断した方に追加で実施する項目】

貧血検査(血色素量、赤血球数、ヘマトクリット値)、心電図検査、眼底検査、血清クレアチニン検査

■実施期間 平成30年6月1日～平成31年2月28日

■自己負担 無料

■持ち物 保険証、受診券、受診票、問診票

■実施場所 受診券に同封する一覧表に記載された医療機関

- ※平成30年度から集団検診でも受診できます。希望者は健康推進課までお申込みください。
- ・すでに同様の検査を受けている場合や、病院・介護施設に入院・入所している方など定期的に健康管理が行われている場合は、必ずしも受ける必要はありません。
  - ・生活習慣病の治療などで定期的に医療機関を受診している方は、受ける必要があるか主治医に相談してください。

### 歯科健康診査

■対象者 平成30年3月末で75歳、80歳、85歳の方と90歳以上の方

■実施期間 平成30年6月1日～平成31年2月28日

■自己負担 無料

■持ち物 保険証、受診券、受診票、問診票

■健診項目 問診、口腔診断(歯の状態、歯周組織の状況、口腔衛生状況、噛み合わせ、口腔乾燥、粘膜の異常)、口腔機能検査(噛む能力、舌機能、嚥下(飲み込み)機能)

■実施場所 受診券に同封する一覧表に記載された医療機関

年1回歯科健康診査を受けることができます。受診票が届いたら、歯科健康診査を受けましょう。



お問い合わせ／和歌山県後期高齢者医療広域連合(☎073・428・6688)

# 介護保険料の変更について

高齢化が進むことに伴い、介護(予防)サービスを必要とする高齢者が増加しているため、平成30年度から平成32年度までの介護保険料が、基準月額で昨年度より1,180円増額され、6,600円となります。

介護保険料額(年額)は、下表のとおり変更になります。

65歳以上の人(第1号被保険者)の介護保険料は、平成30年度から平成32年度の3ケ年の給付サービス(見込み)や地域支援事業に要する経費等の総額(見込み)から、40歳以上65歳未満の人(第2号被保険者)の保険料及び公費負担分を差し引いた額を65歳以上の被保険者数で割って計算し、介護保険料の基準額を設定します。

介護保険料は、被保険者の平成29年中の所得、年金収入金額や世帯の住民税課税状況に応じて段階が決定します。

## 介護保険の第1号被保険者保険料について

段 階	平成30～32年度の介護保険料		対 象 者	
	保険料率	保険料(年額)		
本人が住民税非課税者	第1段階	基準額×0.45	35,640	・生活保護受給者の方 ・老齢福祉年金受給者で、世帯全員が住民税非課税の方 ・世帯全員が住民税非課税で、前年の(注1)課税年金収入額と(注2)合計所得額の合計が80万円以下の方
	第2段階	基準額×0.75	59,400	世帯全員が住民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の方
	第3段階	基準額×0.75	59,400	世帯全員が住民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超の方
	第4段階	基準額×0.9	71,280	世帯の誰かに住民税が課税されているが本人は住民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方
	第5段階(基準)	1.0 (基準額) 月額6,600円	79,200	世帯の誰かに住民税が課税されているが本人は住民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超の方
本人が住民税課税者	第6段階	基準額×1.2	95,040	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方
	第7段階	基準額×1.3	102,960	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満の方
	第8段階	基準額×1.5	118,800	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の方
	第9段階	基準額×1.7	134,640	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が300万円以上の方

介護保険料は、私たちの介護保険財政を支える大切な財源です。納め忘れや滞納がないようお願いします。

介護保険料は、原則として年金からの天引きの特別徴収と納付書で納めていただく普通徴収があります。普通徴収の被保険者の方には、納め忘れのないよう口座振替をお勧めします。

お問い合わせ／健康推進課(☎63・3801)